

# 令和7年度「くまもとの伝統的工芸品」販売力強化・新たな魅力創造事業業務委託 基本仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度「くまもとの伝統的工芸品」販売力強化・新たな魅力創造事業業務

## 2 目的

熊本県の伝統的工芸品の国内外での認知度向上と販路拡大を図るため、県内の伝統的工芸品の新商品を開発し、集客力のある大消費地において展示・販売を行い、若者やインバウンド客、富裕層を含む新たな顧客層への訴求を図る。

これにより、伝統的工芸品の高付加価値化と販路の多様化を促進し、伝統的工芸品産業の経営基盤の安定化と、持続可能な継承・発展につなげる。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）魅力ある伝統的工芸品の開発

- ・創作意欲に富む県内の工芸家を選定し、新商品の開発を行うこと。なお、選定に当たっては複数の工芸家を提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・伝統的な技術・技法を活かしながらも、現代のライフスタイルに合った、若者やインバウンド客も含めた新たな顧客層に向けた商品の開発・販売を行うこと。
- ・開発した新商品の販路、流通ルートを構築すること。

### （2）大消費地での展示販売

- ・上記（1）で開発した商品を含む本県の伝統的工芸品を、集客力の高い大消費地で展示販売すること。
- ・出展工芸家の販売力強化に資するよう、受託者の企画力、マーケティング力を活用して販売支援を行うこと。
- ・展示販売を通じて顧客ニーズ（特に若者やインバウンド需要、富裕層の趣向）を把握し、商品開発や磨き上げに活用すること。

### （3）本県伝統的工芸品の周知・広報

- ・効果的な周知・広報活動を行い、国内外での認知度向上を図ること。

## 5 受託者の責務

- （1）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- （2）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- （3）委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （4）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要と

なった経費は受託者が負担する。ただし、委託者の責に帰す場合はこの限りではない。

(5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

## 6 著作権

- (1) 本業務の履行に伴い制作された伝統的工芸品に関する著作権は、原則として工芸家に帰属するものとする。ただし、「4 委託業務の内容」の各項目に定める業務実施のため、受託者が制作する広告等のアイデア、ノウハウ、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の知的財産権を含む権利は、受託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (2) この業務に係る経費を明らかにするため、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。
- (3) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関して必要な報告を求め、又は受託者の同意を得て委託者の職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。